

## 川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎港の港湾運送事業について、コロナ禍における燃料価格高騰に伴い、持続的な事業活動を確保する観点から、港湾運送事業者に対し、港湾荷役のために使用した燃料費の高騰分に対する支援について、川崎市が実施する川崎市港湾運送事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、規則第5条第2項の規定を除く。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 川崎港 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び港湾法第2条第4項並びに都市計画法第8条に規定する臨港地区をいう。
- (2) 港湾運送事業者 川崎港内において港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第3項又は第3条に規定する事業（以下「港湾運送事業等」という。）を営む者をいう。
- (3) 市内中小事業者 資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、市内に事務所又は事業所を有する者をいう。
- (4) 購入量 川崎港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した分に相当する燃料購入量をいう。
- (5) 購入代金 購入量に対して支払った燃料費をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 港湾運送事業者のうち、市内中小事業者であること。
- (2) 燃料価格高騰の影響を受け、かつ、次条に規定する補助対象経費を負担する事業者であること。
- (3) 本要綱において補助対象とする購入代金に対し、他の公的助成等を受けていない事業者であ

ること。

- (4) 申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、補助金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入代金のうち、燃料価格高騰相当分とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、当該年度の予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費で、次の各号に掲げる燃料ごとの額の合計のうち、2分の1（1,000円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとし、前条に規定する費用に係る消費税相当額を含まない。）とする。ただし、次条の規定により申請された補助金額の総額が予算の範囲を超える場合は、申請された補助金額に応じて按分した額とする。

- (1) 令和4年4月1日から同年9月30日までの軽油購入量に9.2円を乗じて得た額
- (2) 令和4年4月1日から同年9月30日までのガソリン購入量に8.1円を乗じて得た額
- (3) 令和4年4月1日から同年9月30日までの重油購入量に8.7円を乗じて得た額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に別表1に定める書類を添えて、市長が指定する日まで（郵送の場合は当日消印有効）に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）をもって、当該申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が補助対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に補助金の交付の決定をした場合も、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付請求書(第4号様式)に別表2で定める書類を添えて、市長が指定する日まで(必着)に補助金の交付の請求を行わなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 暴力団(川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)に該当するときやその他の反社会的勢力の構成員、代表者又は役員が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当するとき。
- (3) 川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 補助金交付決定の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し等に係る部分について、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金を市長に返還しなければならない。

(状況の報告)

第11条 市長は、補助金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(補助金の経理等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金に係る経理の証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の

終了後、5年間保存しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、港湾局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

#### 別表1（第6条関係）

添付書類	ア 第1号様式（第6条関係）に記載した内容を証明する領収書等の写し イ 誓約兼同意書（第5号様式） ウ 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の許可を有すること又は第22条の2第1項の届出をしたことを証明する書類の写し
------	--

#### 別表2（第8条関係）

添付書類	ア 川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書の写し イ 補助金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し
------	--

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

所在地  
事業者名称  
代表者職氏名  
電話番号

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金を申請します。

1 交付を受けようとする補助金の申請額          円

（交付申請額内訳）

燃料の種類	補助単価（A）	購入量（B）	小計 ※1・2（C）（（A）×（B））	補助率（D）	合計 ※2（E）（（C）×（D））
軽油	9. 2円	L	円	1／2	円
ガソリン	8. 1円	L	円	1／2	円
重油	8. 7円	L	円	1／2	円
申請額（F）（Eの総合計）					円※3

※<sup>1</sup> 補助単価（A）に小数点以下を切り捨てた購入量（B）を掛合せ、小計（C）を算出します。

※<sup>2</sup> 小数点以下の端数については、切り捨てとします。

※<sup>3</sup> 合計（E）を全て足した上で、1,000円未満の端数があった場合は、切り捨てとします。  
予算の範囲内での交付決定となりますので、「申請額（F）」が交付決定額とならない場合があります。

2 添付書類（以下の書類が揃っているか確認し、□にチェックを入れ提出してください。）

※申請書類は、A4サイズでの提出をお願いします。申請書類がA4サイズに満たない場合は、  
A4用紙へ申請書類を張り付けるなどの対応をお願いします。

上記申請（B）の購入量に記載した内容を証明する領収書等の写し

誓約兼同意書（第5号様式）

港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の許可を有すること又は第22条の2第1項  
の届出をしたことを証明する書類の写し

※書類の送付先が申請者の所在地と異なる場合には、次を御記載ください。

郵便番号  
送付先住所  
担当者氏名  
電話番号

（事業者名）

川崎市長名

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日に申請のありました川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付申請については、次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1 補助金の名称

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金

2 補助金の交付決定額及び確定額

¥ \_\_\_\_\_ 円

3 請求受付期限

\_\_\_\_\_ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付請求書（第4号様式）に要綱別表2で定める書類を添えて、郵送の場合は請求受付期限（必着）までに、持参の場合は請求受付期限の午後5時までに提出してください。
- (2) 要綱第9条の規定により、補助金の交付決定の取消しがなされた場合には、遅滞なく、補助金を返還しなければなりません。
- (3) 補助金に係る経理の証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。

第3号様式（第7条関係）

川崎市指令 第 号  
年 月 日

（事業者名）

川崎市長名

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付申請については、  
次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

1 交付申請額                      円

2 不交付の理由

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

所在地  
事業者名称  
代表者職氏名  
電話番号

印

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定及び額の確定の通知を受けた川崎市  
港湾運送事業者支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 交付請求額      円

2 補助金の振込先口座

金融 機関名	銀行 信金・信組 農協		支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

※通帳の記載どおりにご記入ください。

※申請者の口座に限ります。

3 添付書類（以下の書類が揃っているか確認し、□にチェックを入れ提出してください。）

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書の写し

補助金の振込先口座が分かる部分の通帳の写し



第5号様式（別表1関係）

誓約兼同意書

川崎市港湾運送事業者支援事業補助金の交付申請にあたり、次の内容について誓約・同意します。

- ・ 当社は、港湾運送事業等を営む上で、燃料価格高騰の影響を受け、かつ、補助対象経費を負担しています。
- ・ 本申請において記載した購入量は、川崎港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油の購入量であることを誓約します。
- ・ 本申請に係る軽油、ガソリン及び重油の購入代金については、他の公的助成において申請していないことを誓約します。
- ・ 当社は、資本の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の市内に事務所又は事業所を有する中小事業者です。
- ・ 事業を廃止し、又は休止しておらず、本市の補助金交付後も引き続き事業継続の意向を有します。
- ・ 申請者及び申請者の役員は、暴力団等（川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）に規定する暴力団又は暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴職において必要がある場合には、神奈川県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- ・ 本申請内容に虚偽があった場合、補助金交付決定の取消し及び補助金の返還について異議を申し立てません。
- ・ 本申請にあたり、川崎市港湾運送事業者支援事業補助金交付要綱を遵守します。また、審査にあたり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
- ・ 本要綱に定めのないものについては、法令、条例、補助金規則、その他市長が行った指示を遵守します。

年 月 日

所在地  
事業者名称  
代表者職氏名  
（署名又は記名押印）  
担当者氏名

連絡先